

## 大口町広報掲示板設置及び管理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町及び住民相互の広報活動のため、行政区に設置する広報掲示板(以下「掲示板」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (掲示板の設置等)

第2条 町長は、区長からの申請により、大口町区長設置規則(平成17年大口町規則第4号)第2条に定める行政区を単位として、掲示板を設置する。

2 掲示板は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 広報効果、周囲の環境等が考慮され、利便性が高いこと。
- (2) 道路の交通及び生活環境に支障を及ぼさないこと。
- (3) 概ね世帯数50戸をもって1か所の割合とし、当該設置場所から半径50m以内に掲示板の設置がないこと。ただし、新たに宅地開発等により集落が形成され、利便上必要とされる場合はこの限りではない。

3 掲示板の規格は、次のとおりとする。

- (1) 掲示面サイズは、幅1700mm×高さ900mm程度とする。
- (2) 行政区名を表示する。

4 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要であると認める場合。

### (移設及び撤去)

第3条 町長は、前条第2項の基準を満たす場合に限り、区長からの申請により移設することができる。

2 町長は、区長からの申請があった場合は、掲示板を撤去するものとする。

### (申請)

第4条 掲示板の設置、移設及び撤去を希望する区長は、大口町広報掲示板(設置・移設・撤去)申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 掲示板を設置又は移設しようとする場所が分かる地図等の図面
- (2) 掲示板を設置又は移設する予定の土地が町有地以外である場合は、土地所有

者及び権利者の設置同意書（様式第2）

（設置の可否）

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、第2条第2項の規定に基づきその内容を審査し、掲示板の設置、移設及び撤去の可否を決定し、大口町広報掲示板（設置・移設・撤去）決定通知書（様式第3）により区長に通知するものとする。

（維持管理）

第6条 行政区は、掲示板の維持管理を行い、必要に応じて補修し良好な状態に保つよう努めるものとする。

2 掲示板の維持管理に要する費用は、行政区が負担する。

（掲示許可）

第7条 掲示板には、次に掲げるものを掲示してはならない。

- (1) 営利を目的とするもの。ただし、町から掲示依頼する広告物は除く。
- (2) 政党その他政治団体が発行するもの
- (3) 個人又は団体を誹謗中傷する内容が記載されているもの
- (4) その他掲示板の設置目的に反するもの

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、掲示板に関し必要な事項は町長が定める。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第17号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されている掲示板については、この要綱により設置された掲示板とみなす。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町広報掲示板（設置・移設・撤去）申請書

年 月 日

大口町長 様

行政区名

区長名

行政区に掲示板を（設置・移設・撤去）したいため、大口町広報掲示板設置要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |   |      |       |     |
|---|------|-------|-----|
| 1 | 設置場所 | 所在地   | 大口町 |
|   |      | 土地所有者 | 住所  |
|   |      |       | 氏名  |

2 添付書類

- (1) 掲示板を設置又は移設しようとする場所が分かる地図等の図面
- (2) 掲示板を設置又は移設する予定の土地が町有地以外の場合、土地所有者及び権利者の設置同意書

様式第2（第4条関係）

掲示板（設置・移設）のための土地使用同意書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

下記の土地に、広報掲示板を（設置・移設）することに、同意します。

記

1 設置場所 所在地 大口町

様式第3 (第5条関係)

年 月 日

行政区名

区長名 様

大口町長



大口町広報掲示板（設置・移設・撤去）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった掲示板の設置に係る申請について、  
大口町広報掲示板設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知し  
ます。

記

許可する ・ 許可しない

許可しない場合の理由

--